

平成 24 年度末に中期目標期間が終了する 27 法人の概要及び主な議論

資料 1 - 2

(第1WG)

主務府省	法人名 ※は特定独法	主な業務	常勤職員数 (非常勤職員数) (人) (注1)	H24 予算 (億円) (注2)	国の 財政 支出 (億円) (注3)	支所等	WG における主な議論	備考(基本方針等)
総務省	統計センター※	<p>○国勢調査、消費者物価指数、労働力調査(完全失業率)等国の基幹的統計の製表</p> <p>○府省・地方自治体の統計作成の支援</p> <p>○政府全体の公的統計基盤の整備・提供</p>	841 (240)	97	88	—	<p>1) 今後の組織体制について、基本方針等を踏まえ、業務運営の効率化の観点から、スリム化・合理化の工程表や計画を策定し、不断の見直しを行うべきではないか。</p> <p>2) 製表業務における民間委託について、組織体制のスリム化・合理化を促す観点から、委託に際する具体的かつ明確な基準等を定めるべきではないか。</p> <p><平 19 の勧告の方向性> 大規模周期調査の符号格付業務についての官民競争入札等の導入などの民間開放等を積極的に推進する。</p> <p>3) 次期政府統計共同利用システムの目標稼働率(97.75%)について、他の政府提供の国民向けサービスの目標値等も勘案し、より高い目標値を設定すべきではないか。</p>	<p>【H24 基本方針】</p> <p>・今後の業務の在り方、職員の身分等について検討し、法人の分類について早急に結論を得る。 ※法人の分類は、「行政執行法人」として位置付け</p> <p>【H22 基本方針及び FU 状況】 (政府統計共同利用システム運営事業)</p> <p>・統計利用に係るワンストップサービスの実現等、システムの効率的・効果的な運用に努める。 →「実施中」 システムに登録されている各府省の統計表データは約 82 万ファイル(22 年度末)、22 年度のアクセス件数は約 7800 万件(昨年度比 165%増)。</p>
農林水	農畜産業振興機構	○畜産・野菜・甘味資源作物・でん粉原料用いも生産者等の経営安定対策及び	219 (28)	3,483	991	国内事務所:3 か所	1) 肉骨粉の適正な処理等、経営安定対策の補完対策(畜産)について、今後の畜産をめぐる環境等を見据え、更なる縮減の検討、事業内容の整理等を行うべきではないか。	<p>【H22 基本方針及び FU 状況】 (畜産関係業務)</p> <p>・23 年3月に中期目標の改定を行い、畜産産業振興事業の補完対策につ</p>

主務府省	法人名 ※は特定独法	主な業務	常勤職員数 (非常勤職員数) (人) (注1)	H24 予算 (億円) (注2)	国の	支所等	WG における主な議論	備考(基本方針等)
					財政支出 (億円) (注3)			
産省		<p>その補完対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○畜産・野菜の需給調整・価格安定対策、砂糖・でん粉の価格調整 ○経済情勢等の変化に応じた緊急対策 ○生産者や消費者等に対する分かりやすい情報提供 				(北海道、鹿児島、沖縄)	<p>2) 平成 23 年度から開始された契約野菜のリレー出荷(経営安定対策)に係る特例措置について、実績が低調であることから、実需者に対する重点的な働きかけ等、利用促進に向けた効果的広報を行うべきではないか。また、本事業の必要性自体も検討すべきではないか。</p> <p>3) 砂糖勘定について、多額の累積欠損を解消するため、精製糖企業による調整金負担水準の引き上げや交付金単価の引き下げを行っているほか、国費を投入しているが、今後は、一般競争入札の導入による借入金利の低減等も行うことにより、国費に依存することなく、当該累積欠損を早期に解消すべきではないか。</p>	<p>いて「本対策については、事業規模を縮減する」と明記しており、自給飼料、家畜改良、施設整備関係を中心に国直轄事業へ移行するなど大幅に見直し。 →「実施中」</p> <p>【H22 基本方針及び FU 状況】 (野菜関係業務) ・野菜関係業務については、契約取引を行う現場のニーズを踏まえて、六次産業化法(23 年3月全面施行)の特例措置により、指定産地によらずリレー出荷による周年供給に取り組む生産者への支援を措置。 →「実施期限までに実施済み」</p> <p>【H22 基本方針及び FU 状況】 (砂糖関係業務) ・砂糖勘定については、今後とも累積欠損の低減を図るための見直しを行っていく。 →「実施中」</p> <p>【H24 基本方針】 ・行政事業型の成果目標達成法人と</p>

主務府省	法人名 ※は特定独法	主な業務	常勤職員数 (非常勤職員数) (人) (注1)	H24 予算 (億円) (注2)	国の 財政 支出 (億円) (注3)	支所等	WG における主な議論	備考(基本方針等)
								する。
農 林 水 産 省	農 業 者 年 金 基 金	○農業者年金事業の実施	74 (10)	2,193	1,279	—	<p>1) 市町村や農協等に対する業務委託費について、地域の実情に応じ、委託先に加入推進のインセンティブを付与するよう更にメリハリを付けるなど、その積算基準を見直すべきではないか。</p> <p>2) 基金の業務実施体制について、今後、旧年金受給権者の逡減及び農地売買貸借等業務の実績低下に伴う業務量の縮減が見込まれる一方、基本方針等を受けた体制の強化が求められる部門もあることから、全体として組織・人員のスリム化を図りつつも効果的に業務を実施する体制に見直していくべきではないか。</p> <p><平 19 の勧告の方向性> 個々の委託先における業務の実施状況や効果の検証を行った上で、業務実態等を踏まえた適正な額とし、委託費全体の計画的な削減を図るよう業務委託費について指摘。</p> <p>3) 長期に及ぶ、加入申出や裁定請求等の標準処理期間について、加入者本位の観点から、その大幅な短縮化を図るべきではないか。 また、当該目標を含め、基金における各業務の目標設定に当たっては、関係の政策目標も踏まえ、それぞれの業務の目的にふさわしい指標を使用し、明確かつ適切な水準で目標を設定すべきではないか。</p>	【H24 基本方針】 ・高度なガバナンスの仕組みを措置した金融業務型の成果目標達成法人とする。

主務府省	法人名 ※は特定独法	主な業務	常勤職員数 (非常勤職員数) (人) (注1)	H24 予算 (億円) (注2)	国の 財政 支出 (億円) (注3)	支所等	WG における主な議論	備考(基本方針等)

(第2WG)

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤 職員数 (非常勤 職員数) (人) (注1)	H24 予算 (億円) (注2)	国の 財政 支出 (億円) (注3)	支所等	WG における主な議論	備考(基本方針等)
財務省	造幣局※	<p>○貨幣製造事業(貨幣の製造・鋳つぶし等)</p> <p>○精巧金属工芸品製造等事業(勲章、褒章、賜杯、記章、極印、金属工芸品の製造、貨幣の販売等)</p> <p>○貴金属の品位証明等</p> <p>○貨幣等に関する研究開発</p> <p><組織体制> 本局:大阪市北区天満 地方機関:支局2(東京、広島)、研究所1(本局内)</p>	926 (235)	286	—	「主な業務」欄に記載	<p>1) 本法人のコアミッションである製造事業について、民間企業並みの経営手法の導入と製造コストの着実な引き下げを図るため、経営コストを示す財務データについては、偽造防止上の問題点や受注条件に影響を及ぼさないよう配慮した上で、評価実施機関に対し一層の情報提供を行うべきではないか。</p> <p><平 19 の勧告の方向性> 偽造防止上の問題点や受注条件に影響を及ぼさないよう配慮しつつ、同法人の評価に当たり必要なデータについては、提供するものとする。</p> <p>2) 研究開発業務について、年間 10 億円弱の経費が投じられていることに鑑み、偽造防止に留意しつつ、研究概略(成果を含む)の公表等一層の情報開示を行うべきではないか。</p> <p>3) 業務運営体制について、貨幣需要が減少傾向にあることを踏まえ、現在の3局体制の見直しを検討すべきではないか。東京支局については、地元豊島区から移転を含めた幅広い選択肢も視野に入れた有効活用の検討が要請されたことを踏まえ、検討を促進すべきではないか。</p>	<p>【H24 基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 偽造等への緊急対応が可能となる柔軟性を確保しつつ、行政執行法人とする。 <p>【H22 基本方針及びFU状況】 (保有資産の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京支局については、豊島区の存置の意向等を踏まえ、豊島区の再開発事業の検討に参画しつつ、有効活用の可能性について引き続き検討する。 <p>→「実施中」</p> <p>23年5月に豊島区から移転を含めた幅広い選択肢も視野に入れた有効活用の検討が要請されたことを踏まえ、検討を進める。</p>

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤 職員数 (非常勤 職員数) (人) (注1)	H24 予算 (億円) (注2)	国の 財政 支出 (億円) (注3)	支所等	WG における主な議論	備考(基本方針等)
財務省	国立印刷局※	<p>○セキュリティ製品事業(①銀行券の製造、②国債証券、印紙、郵便切手、旅券その他の公共上の見地から必要な印刷物の製造又は印刷)</p> <p>○情報製品事業(①官報の編集、印刷及び普及、②法令全書の編集、印刷若しくは作成、白書その他の刊行物の普及、③その他公共上の見地から必要な印刷物(国会用製品(議案・公報・会議録・予算書・決算書))の製造又は印刷)</p> <p>○銀行券等に関する研究開発</p> <p>○病院事業</p> <p><組織体制> 本局:東京都港区虎ノ門 工場7(虎の門、滝野川、王子、小田原、静岡、彦根、岡山)、さいたま編集分室(さいたま新都心)、研究所(小田原)、研修センター(小田原(H22.4~))、お札と切手の博物館(王子工場内(H23.3~))、東京病院(北区)</p>	4,470 (356)	771	—	「主な業務」欄に記載	<p>1) 本法人のコアミッションである印刷事業について、民間企業並みの経営手法の導入と製造コストの着実な引き下げを図るため、経営コストを示す財務データについては、偽造防止上の問題点や受注条件に影響を及ぼさないよう配慮した上で、適正な評価ができるよう評価実施機関に対し必要なデータの提供を行うべきではないか。</p> <p><平 19 の勧告の方向性> 偽造防止上の問題点や受注条件に影響を及ぼさないよう配慮しつつ、同法人の評価に当たり必要なデータについては、提供するものとする。</p> <p>2) 施設整備費について、年間 100 億円前後の経費が投じられているが、新たな設備投資を行うに当たり、法人全体の経営状況や今後の事業見通し等を踏まえた外部ガバナンスの導入について検討すべきではないか。</p> <p>3) 研究開発業務について、年間数十億円の経費が投じられていることに鑑み、偽造防止に留意しつつ、研究概略(成果を含む)の公表等一層の情報開示を行うべきではないか。</p>	【H24 基本方針】 ・偽造等への緊急対応が可能となる柔軟性を確保しつつ、行政執行法人とする。

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤職員数 (非常勤職員数) (人) (注1)	H24 予算 (億円) (注2)	国の	支所等	WG における主な議論	備考(基本方針等)
					財政 支出 (億円) (注3)			
財務省	日本万国博覧会記念機構	<p>○万博跡地の整備、跡地における文化的施設の設置・運営</p> <p>○日本万国博覧会記念基金の管理・運用、運用益による助成金の交付</p> <p><組織体制> 本部:吹田市(万博公園内)</p>	48 (15)	38	—	—	<p>1) 公園事業について、既往の指摘等を踏まえ、法人の業務としては廃止すべく、現行中期目標期間内に、大阪府との協議を整えるべきではないか。</p> <p><平 19 の勧告の方向性> 万博記念公園については、これまで国、大阪府と独立行政法人という形で共同運営をしてきた経緯があり、今後の組織の在り方については、大阪府とともに検討し、納得が得られれば、平成 22 年度までに独立行政法人としては廃止するものとする。</p> <p>2) 基金事業について、地元経済界が事業を継続する意向があることを踏まえ、公園事業の協議とは切り離して協議を進めるべきではないか。</p>	<p>【H24 基本方針】</p> <p>・大阪府との財産関係の整理に関する協議が整うことを前提に、法人を廃止する。</p>
経済産業省	新エネルギー・産業技術総合開発機構 [NEDO]	<p>○産業技術、新エネルギー及び省エネルギー技術に関する研究開発の実施、助成金の交付等</p> <p>○新エネルギー及び省エネルギーの導入・普及に係る助成金の交付等</p> <p>○京都議定書に基づく温室効果ガスの排出削減単位の取得</p> <p>○鉱工業承継業務、石炭経過業務</p>	849 (7)	1,369	1,307	「主な業務」欄に記載	<p>1) 研究開発関連業務(資金配分)について、プロジェクトリーダー(PL)やプログラムマネージャー(PM)等の外部登用者と NEDO 職員によりマネジメントを行っているとしているが、それぞれの者が担っている役割や具体的なマネジメント業務について確認する必要がある。</p> <p>2) 業務運営体制について、民間企業向けに研究資金を配分する専門機関であることを踏まえ、利益相反防止の観点からも民間出向者等の受入れの透明性を図るべきではないか。</p> <p>3) 研究開発関連業務(資金配分)について、「我が国の産業競争力強</p>	<p>【H24 基本方針】</p> <p>・研究開発型の成果目標達成法人とする。</p> <p>なお、本法人については、研究開発の資金配分機関としての性格を有しているが、資金配分実施機関については、事業仕分け等の議論を踏まえ、その在り方を抜本的に見直す必要があることから、その見直しの中でも本法人の機能、役割及び在り方についても検討する。</p>

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤職員数 (非常勤職員数) (人) (注1)	H24 予算 (億円) (注2)	国の	支所等	WG における主な議論	備考(基本方針等)
					財政 支出 (億円) (注3)			
		<p><組織体制> 本部:川崎市幸区大宮町 地方支部:3か所(札幌市、大阪市、福岡市) 海外事務所:6か所(ワシントン、シリコンバレー、バンコク、北京、パリ、ニューデリー)</p>					化」を目的としているため、見直しにあたっては、我が国の産業競争力の強化への寄与度について、これまでの実施状況を十分に検証・評価した上で、本法人の事務・事業としてふさわしい指標と明瞭性・客観性を備えた目標を設定すべきではないか。	
経済産業省	情報処理推進機構 [IPA]	<p>○情報セキュリティ等対策の推進</p> <p>○情報システムの信頼性の向上</p> <p>○高度 IT 人材の育成(スキル標準、情報処理技術者試験等)</p> <p><組織体制> 本部:東京都文京区本駒込 海外事務所:ニューヨーク</p>	169 (104)	101	39	「主な業務」欄に記載	<p>1) 2研究所と統合し、研究開発型の成果目標達成法人とするとの方向性が示されているが、今後、その方向性に沿って、どのような見直しを行うのか等について確認する必要がある。</p> <p>2) 常勤・非常勤を問わず、民間企業から多くの人材を受け入れているという現状を踏まえれば、独立行政法人としての存続意義について再検討すべきではないか。</p> <p>3) 人材育成事業等、これまでの実施状況を十分に検証・評価した上で独立行政法人として実施すべき必要性が低下しているものについては、統合後の法人が研究開発型であることを踏まえ、廃止も視野に入れた抜本的な見直しを行うべきではないか。</p>	<p>【H24 基本方針】</p> <p>・3法人(経済産業研究所、産業技術総合研究所及び情報処理推進機構)については、統合の効果が十分に確保されるよう、業務運営の在り方を見直すとともに、役員数の削減を含む組織や事業規模の見直し、間接部門の効率化等について明確な目標を速やかに設定して、抜本的な合理化を行った上で統合することとし、研究開発型の成果目標達成法人とする。</p>
経済産業省	石油天然ガス・金属鉱物資源機構 [JOGMEC]	<p>○石油等及び金属鉱物の探鉱等に必要資金の出資、融資及び債務保証等(リスクマネー供給)</p> <p>○石油等及び金属鉱物の探鉱等に必要調査・研究・技術開発及び情報提</p>	475 (299)	16997	2,927	「主な業務」欄に記載	<p>1) リスクマネー供給業務について、本法人におけるリスク審査・採択判断等の一連のプロセスがどのようになっているか、特に、リスクを的確に分析・評価するために必要な各プロセスにおける審査体制が整備され、失敗事案の検証と対策が適切に講じられているか等の視点で確認する必要がある。</p>	<p>【H24 基本方針】</p> <p>・成果目標達成法人とする。</p> <p>・金融手法を用いたリスクマネー供給業務については、資源獲得の不確実性や民間金融機関では対応困難なカントリーリスク等の特殊性等を踏ま</p>

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤職員数 (非常勤職員数) (人) (注1)	H24 予算 (億円) (注2)	国の 財政 支出 (億円) (注3)	支所等	WG における主な議論	備考(基本方針等)
		<p>供</p> <p>○石油及び金属鉱産物の備蓄</p> <p>○鉱害防止に係る支援</p> <p><組織体制> 本部：東京都港区虎ノ門 国内事務所：24 か所 ・技術センター(千葉市) ・金属資源技術研究所(秋田県) ・石油備蓄基地事務所 10 か所(苫小牧東部、むつ小川原、秋田、久慈、福井、菊間、白島、上五島、串木野、志布志) ・石油ガス備蓄基地事務所/事業所 5 か所(神栖、七尾、倉敷、波方、福島) ・鉱害防止支援事務所 5 か所(北海道、東北、中国・近畿、九州、松尾(管理事務所)) ・柏崎テストフィールド(新潟県柏崎市) 海外事務所：14 か所(バンクーバー、ワシントン、ヒューストン、メキシコ、リマ、サンティアゴ、ロンドン、中東、モスクワ、北京、ジャカルタ、ハノイ、シドニー、ポツワナ)</p>					<p>2) 次期中期目標について、各業務にふさわしい適切な指標と明瞭性・客観性を備えた目標の設定を行うべきではないか。例えば、石油等資源探鉱に関する業務については、適切なリスク評価に基づくプロジェクトの成功件数等による目標設定を検討すべきではないか。</p>	<p>え、高度なガバナンスの仕組みを措置した金融業務型のガバナンスを適用する。</p>

(第3WG)

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤 職員数 (非常勤 職員数) (人) (注1)	H24 予算 (億円) (注2)	国の 財政 支出 (億円) (注3)	支所等	WG における主な議論	備考(基本方針等)

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤 職員数 (非常勤 職員数) (人) (注1)	H24 予算 (億円) (注2)	国の 財政 支出 (億円) (注3)	支所等	WG における主な議論	備考(基本方針等)
文部科学省	理化学研究所	<p>○科学技術に関する試験・研究、その成果の普及・活用の促進</p> <p>○科学技術に関する試験・研究及び開発を行う者への施設及び設備の共用</p> <p>○科学技術に関する研究者・技術者の養成・資質の向上</p>	3,369 (1,170)	900	847	<p>研究所等(7)</p> <p>国内事務所(3)</p> <p>海外事務所(6)</p>	<p>1) 科学技術政策全体の中における理化学研究所の使命や位置付け、取り組むべき研究開発の内容やその成果が国民から分かりやすいものとなるよう、明確かつ具体的な目標(数値目標等の客観的な指標など)を次期中期目標に設定すべきではないか。</p> <p>2) 保有する特許について、理化学研究所の研究成果の社会還元を図るため、その活用を推進するとともに、保有する必要性の検討の厳格化や長期間未利用となっている特許の再評価による削減を計画的かつ継続的に行うべきではないか。</p> <p>3) 国内外の研究施設、事務所等について、それぞれの役割、必要性等について検証し、施設等の共用化、管理部門の統廃合等を進めるべきではないか。</p>	<p>【H22 基本方針及びFU 状況】 (保有資産の見直し)</p> <p>・板橋分所については、当該分所が担っている機能の代替措置の検討を進め、その結果を踏まえ資産の処分を検討する。 →「実施中」 平成24年度末までに、結論を出す予定。</p> <p>【H22 基本方針及びFU 状況】 (事務所等の見直し)</p> <p>・東京事務所(丸の内)を廃止し、他法人の類似の事務所と共用化を実施する。中国事務所について、平成23年度に準備室を廃止し、科学技術振興機構と共用の中国事務所を設置する。 →「実施期限までに実施済」 東京事務所(丸の内)は廃止し、一部会議室を共用化。中国事務所は共用化を開始。</p> <p>【H24 基本方針】</p> <p>・研究開発型の成果目標達成法人とする。</p>

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤職員数 (非常勤職員数) (人) (注1)	H24 予算 (億円) (注2)	国の	支所等	WG における主な議論	備考(基本方針等)
					財政支出 (億円) (注3)			
								・独創的シーズ創出のみならず、科学技術イノベーション創出のため、ニーズ主導への転換に向けて、研究分野の融合・総合化等の見直しを行い、併せて、現在、本法人に設置されている組織の再編整理を進める。その上で、組織横断的にニーズ主導・イノベーション志向を徹底するための統括組織を整備してガバナンスを強化する。
文部科学省	宇宙航空研究開発機構	○宇宙科学に関する学術研究、宇宙科学技術・航空科学技術に関する基礎研究、宇宙・航空に関する基盤的研究開発 ○人工衛星等の開発・打上げ・運用等	2,167 (292)	2,089	2,064	国内事務所等 (17) 海外事務所 (5)	1) 新たな宇宙開発利用の推進体制の整備を踏まえ、宇宙基本計画における宇宙航空研究開発機構の使命や位置付け、取り組むべき研究開発の内容やその成果が国民から分かりやすいものとなるよう、明確かつ具体的な目標(数値目標等の客観的な指標など)を次期中期目標に設定すべきではないか。 2) 航空技術に関する研究開発事業について、民間企業との役割分担を明確にした上で国が独立行政法人に実施させるべき研究開発に特化することとし、その他の分野の研究開発については民間に対する技術移転を進め、順次廃止すべきではないか。 <平 19 の勧告の方向性> 航空分野の研究開発について、国が独立行政法人に実施させるべき先端的かつ基盤的な研究開発に重点化し、民間に対し技術移転を行うことが可能なレベルに達したものについては順次廃止することについて指摘。	【H22 基本方針及び FU 状況】 (航空科学技術事業) ・研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、航空機技術に関する開発事業については、安全や環境に関連するものへの重点化を進める。 →「実施中」 平成 23 年夏を目途に方向性を定め、安全や環境に関連する分野への重点化を実施。 【H22 基本方針及び FU 状況】 (事務所等の見直し) ・効率化の観点から、東京事務所(丸

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤 職員数 (非常勤 職員数) (人) (注1)	H24 予算 (億円) (注2)	国の 財政 支出 (億円) (注3)	支所等	WG における主な議論	備考(基本方針等)
							<p>3) 国内外の研究施設、事務所等について、それぞれの役割、必要性等について検証し、施設等の共用化、管理部門の統廃合等を進めるべきではないか。</p>	<p>の内)と大手町分室(丸の内)の整理統合を実施する。 →「実施中」 平成 24 年度末迄に整理統合。</p> <p>【H22 基本方針及び FU 状況】 (事務所等の見直し) ・JAXAi、鹿児島厚生施設、名古屋駐在員事務所を廃止する。ワシントン、パリの駐在員事務所の廃止又は他機関事務所との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。 →「実施期限までに実施済」 ・JAXAi、鹿児島厚生施設、名古屋駐在員事務所を平成 22 年度末までに廃止。ワシントン、パリの駐在員事務所は共用化することとし、具体的な協議を開始。</p> <p>【H24 基本方針】 ・研究開発型の成果目標達成法人とする。 ・宇宙基本法の趣旨を踏まえ、国民生活や産業等の視点を宇宙開発に導入することにより、防災研究との連携強化や経済成長への寄与を図るた</p>

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤職員数 (非常勤職員数) (人) (注1)	H24 予算 (億円) (注2)	国の 財政 支出 (億円) (注3)	支所等	WG における主な議論	備考(基本方針等)
								め、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法を改正し、本法人の業務内容を見直す。
文部科学省	日本スポーツ振興センター	<p>○ナショナルスタジアムの運営・提供等に関する業務</p> <p>○国際競技力向上のための研究・支援等業務</p> <p>○スポーツ振興投票業務</p> <p>○スポーツ振興基金業務</p> <p>○災害共済給付業務、学校安全支援業務</p>	338 (296)	1,297	110	支所(6) 施設(7) 海外事務所(1)	<p>1) 所有する施設について、ネーミングライツの導入、施設管理業務の民間委託等の検討を行い、自己収入の拡大や業務の効率化を図るべきではないか。</p> <p>2) スポーツ振興助成事業の募集から審査・採択までの一連のプロセスについて、一層の透明性を確保するとともに、助成による効果を具体的に検証し、審査等に活用すべきではないか。</p> <p>3) 登山研修所の運営業務について、日本スポーツ振興センターが直接行うことの必要性について検討した上で民間委託を進めるべきではないか。</p>	<p>【H24 基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果目標達成法人とする。 ・施設管理やスポーツ振興投票業務において、民間への委託等により、さらなる効率化を図ることとし、民間委託方法の検討を含めた具体的な効率化策を平成 24 年夏までに作成する。
文部科学省	日本芸術文化振興会	<p>○芸術の創造・普及のための活動等に対する資金の支給等の援助</p> <p>○施設における伝統芸能の公開・現代舞台芸術の公演の実施</p> <p>○伝統芸能の伝承者の育成及び現代舞台芸術の実演家等の研修</p>	296 (70)	186	140	施設(8)	<p>1) 伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家の研修について、民間団体における実施動向、研修修了者の進路等を把握し、日本芸術文化振興会が自ら養成及び研修を行うものは、真に支援が必要なものに限定すべきではないか。</p> <p>2) 芸術文化の振興のための助成事業について、文化庁と日本芸術文化振興会それぞれが行っている助成事業の更なる統合・一元化を進め、業務の効率化を推進すべきではないか。</p>	<p>【H22 基本方針及び FU 状況】</p> <p>(組織体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新国立劇場運営財団及び国立劇場おきなわ運営財団への委託が実施されているが、法人が直営する場合との比較を含め、将来の運営体制についての検討を行い、結論を得る。 <p>→「実施中」</p> <p>平成 23 年4月以降、「新国立劇場及び国立劇場おきなわの運営の在り方に関する検討会」を開催し、今後の</p>

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤職員数 (非常勤職員数) (人) (注1)	H24 予算 (億円) (注2)	国の 財政 支出 (億円) (注3)	支所等	WG における主な議論	備考(基本方針等)

(第4WG)

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤 職員数 (非常勤 職員数) (人) (注1)	H24 予算 (億円) (注2)	国の 財政 支出 (億円) (注3)	支所等	WG における主な議論	備考(基本方針等)
国土交通省	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	<p>○整備新幹線等の鉄道の建設、保有・貸付け、譲渡・資金回収等</p> <p>○鉄道整備を行う鉄道事業者に対する補助金の交付等</p> <p>○旧国鉄の地位の承継に伴う費用の支払等</p> <p>○内航船舶の共有建造、技術支援等</p> <p>○運輸技術に関する基礎的研究等</p>	1,597 (209)	18,751	965	<p>(鉄道建設本部) 2支社 (東京・大阪)</p> <p>(国鉄清算事業) 2支社 (東日本・西日本)</p> <p>5新幹線建設局</p>	<p>1) 船舶共有建造等業務及び内航海運活性化融資業務について、「内航海運における代替建造促進に向けた施策の方向性」(平成23年3月31日内航海運代替建造対策検討会)を踏まえ、代替建造促進及び内航海運暫定措置事業の早期終了のため、機構が行うべき促進方策・支援方策について検討し、その具体的方策を次期中期目標に明記すべきではないか。</p> <p><平19の勧告の方向性> 船舶共有建造等業務について、債務超過縮減に向けた取組の推進、業務の在り方に関する所要の見直しについて指摘。</p> <p>2) 国鉄清算事業東日本支社、国鉄清算事業西日本支社について、国鉄清算事業の進ちょく等に応じて組織の縮小・廃止等の見直しを行うとともに、経費節減の観点から、鉄道建設本部東京支社、大阪支社との統合等も検討すべきではないか。</p> <p>3) 基礎的研究業務について、法人の業務としては廃止し、真に必要なものを国で実施することとなるが、国での当該業務の実施に当たっては、機構におけるこれまでの第三者評価のノウハウを活用する仕組みを構築すべきではないか。</p>	<p>【H22 基本方針及びFU 状況】 (船舶の共有建造等業務) ・内航海運活性化に向けた政策全体の中での位置付け、政策目標等を検討し、次期中期目標等に反映する。 →「実施中」 財務改善や事業の見直しを行い、次期中期目標等に反映させる。</p> <p>【H22 基本方針及びFU 状況】 (事務所等の見直し) ・国鉄清算事業東日本支社、国鉄清算事業西日本支社等について、組織の縮小・廃止等の見直しを行う。 →「実施中」 業務の進捗を見極め検討中。</p> <p>【H22 基本方針及びFU 状況】 (基礎的研究業務) ・法人の業務としては廃止し、真に必要なものについては国で実施する。 →「実施中」 国で実施するために必要な法改正等を可能な限り早期に措置する方向</p>

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤職員数 (非常勤職員数) (人) (注1)	H24 予算 (億円) (注2)	国の 財政 支出 (億円) (注3)	支所等	WG における主な議論	備考(基本方針等)
							<p><平 19 の勧告の方向性></p> <p>基礎的研究業務について、一層の公正・透明性のある研究課題の採択行う。また、研究成果について、社会への還元につながったか検証を行うなどについて指摘。</p>	<p>で検討中。</p> <p>【H24 基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政事業型成果目標達成法人 ・特例業務及び船舶に関する業務には一般の成果目標達成法人のガバナンスを適用し、このうち内航海運活性化融資業務には金融業務型のガバナンスを適用する。
国土交通省	国際観光振興機構	<p>○外国人観光旅客の来訪を促進するための広報・宣伝等</p> <p>○国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化のための支援等</p>	91 (28)	28	19	13 海外事務所	<p>1) 国際交流基金との統合あるいは連携強化の在り方に関する方向性及び国際業務型独立行政法人の海外事務所の機能的な統合について、今夏までに得られる結論を踏まえ、次期中期目標に具体的かつ適切に反映すべきではないか。</p> <p><平 19 の勧告の方向性></p> <p>海外事務所について、日本貿易振興機構等の海外事務所との業務連携を強化するなどについて指摘。</p> <p>2) 海外事務所について、経営資源の重点的配分を図る観点から、各国の観光市場の規模や事務所の位置付け等を分析した上で、効果的な人員配置とすべきではないか。</p> <p><平 19 の勧告の方向性></p> <p>海外事務所について、海外宣伝事業への重点化とそれに応じた組織体制の構築について指摘。</p>	<p>【H22 基本方針及び FU 状況】 (事務所等の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外事務所については、個々の必要性等を見直すとともに、他機関との共用化を検討し、具体的な結論を得る。 <p>→「実施期限までに実施済み」</p> <p>共用化の可能性について、関係機関で情報共有を図って検討中。</p> <p>【H22 基本方針及び FU 状況】 (外国人観光旅客の来訪を促進するための広報・宣伝等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通訳案内士試験の執行業務については、他の実施主体に移管することを検討する。 <p>→「実施中」</p>

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤職員数 (非常勤職員数) (人) (注1)	H24 予算 (億円) (注2)	国の 財政 支出 (億円) (注3)	支所等	WG における主な議論	備考(基本方針等)
							<p>3) ビジット・ジャパン案内所指定・支援業務について、同案内所の外国人観光客の利用実績が不明なことなど、業務の効果が明確でないことから、業務の廃止等を含めた見直しをすべきではないか。また、通訳案内士試験事務の代行業務について、受験者数の減少の原因を分析した上で、代行業務を他の主体に移管すべきではないか。</p> <p><平 19 の勧告の方向性> ビジット・ジャパン案内所指定・支援業務について、関係機関との役割分担等を踏まえ事業の在り方を検討することについて指摘。通訳案内士試験業務について、民間競争入札の導入について指摘。</p>	<p>試験ガイドラインを改正し、他の主体への移管可能性を検討中。</p> <p>【H24 基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際業務型成果目標達成法人 ・国際交流基金との統合や、他の国際業務型法人が持つ海外事務所との統合等の在り方については本年度中に方向性を整理した上で平成 24 年夏までに結論を得る。
国土交通省	水資源機構	○水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域(三大都市圏、四国及び北九州)に対する水の安定的な供給の確保を図る	1,373 (365)	1,727	296	<p>2支社 (中部・関西)</p> <p>2地方局(吉野川・筑後川)</p> <p>32事業所</p>	<p>1) 機構の業務運営体制について、施設の新築事業の完了に伴って今後は既存施設の維持・管理業務が中心となり、当該業務も民間委託を拡大する方向であることを踏まえ、次期中期目標に、維持・管理業務を中心とした業務にふさわしい体制に移行するための具体策(職員の削減目標等)について明記すべきではないか。</p> <p><平 19 の勧告の方向性> 要員配置等の見直しについて、事務・事業の見直し状況を踏まえ計画的に要員及び出先機関の配置の見直しを行うことについて指摘。</p> <p>2) 調査研究業務について、総合技術センターを中核として、「水に関する実務型シンクタンク」を目指した調査研究業務を行っているが、当該業務を機構が行う必要性について検証すべきではないか。</p>	<p>【H22 基本方針及び FU 状況】 (ダム・用水路等の管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単純定型業務や安全・利害調整に直結しない業務は、コスト検証しつつ民間委託の拡大を図る。 <p>→「実施中」</p> <p>平成 23 年度中に具体的な計画を策定し、民間委託の拡大を検討中。</p> <p>【H24 基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政事業型成果目標達成法人 ・中核的な判断に関わる業務を除き、外部に委託又は移管し、大幅にスリム化する。その際は、コスト削減に結びつくよう業務の再構築を図る。

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤職員数 (非常勤職員数) (人) (注1)	H24 予算 (億円) (注2)	国の	支所等	WG における主な議論	備考(基本方針等)
					財政 支出 (億円) (注3)			
国土交通省	空港周辺整備機構	○福岡空港の周辺地域における、緑地帯の造成、騒音の影響の少ない施設の用に供する土地の造成・貸付、住宅の騒音防止工事に対する助成等	28 (4)	33	4	—	○ 機構の業務運営体制について、新たな空港運営主体への移管を視野に、福岡空港周辺の環境対策事業の事業量を勘案し、間接部門の人数の見直しなど、組織及び役職員の再編・スリム化・効率化について引き続き検証すべきではないか。 <平 19 の勧告の方向性> 組織面の見直しについて、事業量を踏まえた組織・定員となるよう所要の措置を講ずることなどについて指摘。	【H22 基本方針及び FU 状況】 (空港周辺環境対策) ・周辺環境対策の進捗、コスト削減等を通じて、事業規模の縮減を図る。 →「実施中」 事業規模の縮減を図り、平成 23 年度予算において事業費を前年度比 14.9%とした。 【H24 基本方針】 ・空港周辺環境対策の適正な実施を確保しつつ、新たな運営主体に移管する方向で検討する。 ・移管までの間、成果目標達成法人
国土交通省	日本高速道路保有・債務返済機構	○高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け ○債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含む。)	85 (6)	45414	835	関西業務部 (大阪市)	1) 道路会社との協定及び業務実施計画について、金利、交通量、経済動向等の見通しを踏まえ、概ね5年ごとに見直しをすることとしているが、昨今の著しい経済情勢の変化や震災などのリスクの高まりに鑑み、見直しを検討する基準をより明確に定めるとともに、見直し期間の短縮を図るべきではないか。 2) 貸付料の設定など機構の重要な意思決定について、協定締結の当事者である道路会社の職員が機構に出向している現状では利益相反が生じるおそれがあることを踏まえ、これまでの国による貸付料の額などを含む業務実施計画の認可に加え、新たなチェックの仕組みの導入を検討すべきではないか。	【H24 基本方針】 ・成果目標達成法人

(第5WG)

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤職員数 (非常勤職員数) (人) (注1)	H24 予算 (億円) (注2)	国の 財政 支出 (億円) (注3)	支所等	WG における主な議論	備考(基本方針等)
内閣府	北方領土問題対策協会	<p>○北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発、日本国民と北方領土在住ロシア人島民との間の相互交流事業、北方領土問題その他北方地域の諸問題についての調査研究を行うとともに、北方地域に生活の本拠を有していた者に対する援護を行う</p> <p>○北方地域旧漁業権者等に対する援護措置としての資金の融通を行う</p>	16 (14)	16	15	2 (札幌事務所・根室連絡所)	<p>1) 啓発事業について、昨今の北方領土問題を取り巻く情勢を踏まえ、国民の関心を一層喚起するため、民間のノウハウの導入などにより、若年層の中でも関心の薄い層へ働きかける取組を検討し、より効果的な啓発活動を行うべきではないか。</p> <p><平 18 の勧告の方向性> 国民世論の啓発業務等については、効果を可能な限り具体的かつ定量的に把握する指標を設定した上で実施し、事後において実施効果を検証し、その在り方について積極的かつ柔軟に見直しを行い、社会経済状況の変化等により実施効果が低下した事業については、改廃を行うよう指摘。</p> <p>2) 融資事業について、今後、融資事業の対象者の減少及び世代交代が進んでいくことを踏まえ、本事業の在り方を再検討するべきではないか。また、再検討の結果、継続する場合であっても、効率的な運営に留意しつつ、ニーズを的確に把握することにより適時に融資メニューを見直すべきではないか。</p> <p><平 18 の勧告の方向性> 貸付業務については、i) 貸付実績が著しく乏しい資金及び他の制度での代替が可能な資金は貸付対象から除外することを視野に入れて、法人資金貸付を停止するとともに、住宅新築資金貸付の在り方について次期中期目標期間内に検討を行うこと、ii) リスク管理債権比率の一層の低減化を図るため、生活資金貸付、更生資金貸付、修学資金貸付及び住宅</p>	<p>【H22 基本方針及びFU 状況】 (啓発事業) ・既存の広報啓発方法を見直して重点化を図り、低コスト型の活動を推進する。 →「実施中」 若い世代をターゲットとした全国キャンペーン、地方メディアの活用、インターネットを活用した事業等を平成23年度から実施。</p> <p>【H22 基本方針及びFU 状況】 (融資事業) ・引き続き業務の効率化を図る。 →「実施中」 平成22年度から、個人信用情報システムを利用し、将来の債権回収コストの縮減に努める。</p> <p>【H24 基本方針】 ・成果目標達成法人とする。</p>

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤職員数 (非常勤職員数) (人) (注1)	H24 予算 (億円) (注2)	国の 財政 支出 (億円) (注3)	支所等	WG における主な議論	備考(基本方針等)
							改良資金貸付について、その厳格化のための措置を講ずることについて指摘。	
消費者庁	国民生活センター	<p>○国民生活の改善に関する情報の提供</p> <p>○国民生活に関する国民からの苦情、問合せ等に対する情報の提供</p> <p>○重要消費者紛争の解決</p>	122 (91)	44	28	1(東京事務所)	<p>1) センターの組織及び事務事業について、必要な機能の国への移管を図る観点から、そのスリム化を徹底すべきではないか。</p> <p>2) 情報提供業務について、PIO-NETを効率的に運営し、国民への注意喚起等を推進するため、新体制の下、消費生活センターと協力し、データ登録業務を効率化することにより、相談情報のより迅速かつ適切な入力・提供を図るべきではないか。</p> <p><平 19 の勧告の方向性> 情報の収集・分析・提供業務について、PIO-NETに登録された情報から警戒すべき情報をいち早く発見できる業務体制の構築、消費生活センター等への情報提供の抜本的な拡大等、業務の在り方の抜本的見直しを指摘。</p>	<p>【H22 基本方針及び FU 状況】</p> <p>・消費者庁の機能を強化する中で、独立行政法人制度の抜本的見直しと並行して、消費生活センター及び消費者団体の状況等も見つつ、必要な機能を消費者庁に一元化して法人を廃止することを含め、法人の在り方を検討する。</p> <p>→「実施中」</p> <p>法人の機能を消費者庁に移管し、平成 25 年度をもって法人を発展的に解消する方向で検討中</p> <p>【H24 基本方針】</p> <p>・消費者行政全体の機能を効率化・強化し、国民の安全・安心を確実に担保するため、必要な定員・予算を確保した上で、平成 25 年度を目途に本法人の機能を国に移管する。</p>
厚生労働省	勤労者退職金共済機構	○中小企業退職金共済事業、勤労者財産形成促進事業の実施	269 (139)	8,495	92	—	1) 累積した退職金未請求者や共済手帳未更新者について、行方不明の者や既に死亡している者も含まれているものと考えられることから、時効の援用を検討した上で、未請求者等の縮減に関する取組については、現在行っている取組の効果分析を踏まえ、一層推進するべきではないか。	<p>【H22 基本方針及び FU 状況】</p> <p>(退職金共済事業)</p> <p>・受給資格を有するにもかかわらず未請求となっている退職金を確実に支給していくための取組を更に強化する。</p>

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤 職員数 (非常勤 職員数) (人) (注1)	H24 予算 (億円) (注2)	国の 財政 支出 (億円) (注3)	支所等	WG における主な議論	備考(基本方針等)
							<p><平 19 の勧告の方向性> (一般の中小企業退職金共済事業) 累積した未請求退職金の縮減について、①関係者への周知広報の在り方の見直し及び ②早期に退職金受給資格者の住所等連絡先を把握し、退職金の受給資格がある旨等を直 接本人に通知する方策等について検討するなど取組の強化を図るよう指摘。</p> <p>(特定業種退職金共済事業) 共済手帳が未更新となっている者の住所等連絡先を把握し退職金が未請求となっている 者を確定して退職金の受給資格がある旨等を直接本人に通知するなど、退職金の確実な 支給のための取組の強化を図るよう指摘。</p> <p>2) 中小企業退職金共済事業及び林業退職金共済事業の資金運用に係 る累積欠損金について、解消に向けての制度運営の在り方を再検討 し、解消に向けた取組を推進するべきではないか。</p> <p><平 19 の勧告の方向性> 累積欠損金について、「累積欠損金解消計画」に沿った着実な解消及び各退職金共済 事業の予定運用利回りの変更を随時、的確に行うことを指摘。</p>	<p>➤ 退職後の早期住所把握(6か月 後から3か月後)を行う。</p> <p>➤ 住基ネットの活用を検討する。 →「実施中」</p> <p>➤ 退職後の早期住所把握を実施</p> <p>➤ 23 年度中に事業所が提出する 退職届の様式を変更して住所欄 を設ける措置を実施</p> <p>➤ 住基ネットの活用について総務 省と調整中</p> <p>【H22 基本方針及び FU 状況】 (累積欠損金の解消) ・累積欠損金の確実な解消を図るとと もに、必要に応じて、各退職金共済 事業の予定運用利回りを的確に変更 する。 →「実施中」 「累積欠損金解消計画」に基づき、 累積欠損金解消に向けて取組中。 各退職金共済事業の予定運用利 回りについては、中小企業退職金共 済法の規定により、一般の中小企業 退職金共済制度においては少なくと も平成 25 年まで、特定業種退職金共 済制度においては少なくとも平成 26</p>

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤 職員数 (非常勤 職員数) (人) (注1)	H24 予算 (億円) (注2)	国の 財政 支出 (億円) (注3)	支所等	WG における主な議論	備考(基本方針等)
								<p>年までに、予定運用利回りを含め、掛金及び退職金額等の検討を行い、必要に応じて変更を行う。</p> <p>【H24 基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度なガバナンスの仕組みを措置した金融業務型の成果目標達成法人とする。
厚生労働省	高齢・障害・求職者雇用支援機構	<p>○高齢者雇用に関する給付金の支給、相談援助等</p> <p>○障害者に係る職業リハビリテーションの提供、障害者雇用納付金関係業務等</p> <p>○職業能力開発業務(職業訓練業務)等</p>	3,891 (2,780)	1,368	853	145 か所 (地域障害者職業センター等)	<p>1) 業務運営体制について、本部の業務内容、実施体制等を改めて見直すことにより、管理部門をはじめ業務部門についても合理化・集約化を進め、効率的体制を再構築すべきではないか。</p> <p>2) 地方施設について、本部の業務運営の見直しに併せ、整理・統合や都道府県への移管を進め、一層効率的な業務運営を図るべきではないか。</p> <p><平 19 の勧告の方向性(旧高齢・障害・雇用支援機構)> 組織(せき髄損傷者職業センター、地域障害者職業センター等)の合理化、集約化に関して指摘。</p> <p><平 18 の勧告の方向性(旧雇用・能力開発機構)> 組織(私のしごと館、ポリテクセンター等)の合理化・集約化に関して指摘。</p>	<p>【H22 基本方針及び FU 状況】</p> <p>(旧高齢・障害者雇用支援機構の施設の合理化・集約化等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域障害者職業センターの事務集約化により管理部門を縮減する。 <p>→「実施中」</p> <p>平成 22 年度末までに、全国 45 か所の同センターの事務処理を 11 のセンターに集約化。</p> <p>(旧雇用・能力開発機構の施設等の合理化・集約化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の廃止に伴い、本部を移転し集約化を図る。 <p>→「実施済み」</p> <p>平成 23 年度中に本部を幕張に移転し、旧高齢・障害者雇用支援機構と本部機能を統合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業能力開発総合大学校は相模原

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤職員数 (非常勤職員数) (人) (注1)	H24 予算 (億円) (注2)	国の	支所等	WG における主な議論	備考(基本方針等)
					財政支出 (億円) (注3)			
								<p>校を廃止し東京校へ集約する。 →「実施中」</p> <p>平成 24 年度中に東京校へ集約予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポリテクセンター等については平成 24 年度までに、受入条件が整う都道府県への譲渡を集中的に推進する。 →「実施中」 ・平成 23 年度から譲渡条件等を都道府県に提示し移管について交渉中。 ・地域職業訓練センター及びコンピュータカレッジの業務を自治体へ譲渡又は廃止する。 →「実施済み」 <p>平成 22 年度中に 82 センター及びコンピュータカレッジを自治体へ譲渡したほか、譲渡できなかった 10 施設は廃止。</p> <p>【H24 基本方針】 成果目標達成法人とする。</p>
厚生労働省	福祉医療機構	○社会福祉施設、病院等の設置等に必要な資金の貸付及びこれに伴う経営の診断・指導、情報提供 ONPO法人など、社会福祉	253 (21)	1,898	328	1 (大阪支店)	○ 福祉医療貸付事業について、引き続き国の政策優先度に応じて重点化するとともに、機構が蓄積してきたノウハウの提供や協調融資の推進を図るなど民間金融機関の補完的役割を一層発揮すべきでないか。	【H22 基本方針及び FU 状況】 (福祉貸付事業、医療貸付事業) ・福祉貸付事業及び医療貸付事業については、福祉医療政策の動向や金融経済環境を注視しつつ、業務や組

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤職員数 (非常勤職員数) (人) (注1)	H24 予算 (億円) (注2)	国の 財政 支出 (億円) (注3)	支所等	WG における主な議論	備考(基本方針等)
		<p>振興事業を行う者に対する助成事業</p> <p>○社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定による退職手当金の支給に関する事務</p> <p>○地方公共団体が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する事務</p> <p>○厚生年金保険、国民年金及び労働者災害補償保険の年金受給者に対する年金受給権を担保とした小口の資金の貸付</p> <p>○年金住宅融資等に係る債権の管理及び回収</p>					<p><平 18 の勧告の方向性></p> <p>福祉貸付については、都道府県の介護保険事業支援計画などにおける政策優先度を踏まえ、融資条件を明確にした上で、融資対象の重点化を行うとともに、融資率の引下げを行うよう指摘。また、協調融資のより一層の推進を図ることなどを指摘。</p>	<p>織の在り方を検討する。</p> <p>→「実施中」</p> <p>福祉医療政策の動向等を踏まえた融資条件の優遇、融資制度の創設等を実施</p> <p>【H24 基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果目標達成法人とする。 ・金融業務については、会社法を参考にした監査機能・リスク管理機能の強化等を図るとともに、金融庁検査の導入及び高度なガバナンスの仕組みを措置した金融業務型のガバナンスを適用する。 ・福祉医療政策の動向や金融経済の環境を注視しつつ、政策金融業務を行う既存の法人と同様の法人形態への将来的な移行も含め、その業務や組織の在り方について、引き続き適時に見直しを行う。

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤職員数 (非常勤職員数) (人) (注1)	H24 予算 (億円) (注2)	国の	支所等	WG における主な議論	備考(基本方針等)
					財政 支出 (億円) (注3)			
厚生労働省	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	○重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等	226 (113)	40	25	—	○ 法人の在り方について、施設入所者の地域移行を推進することに伴い施設入所者が減少していく状況を鑑み、今後の方向性を再検討した上で、業務量・内容に応じた組織体制・人員配置とすべきではないか。 <平 19 の勧告の方向性> 施設利用者の自立支援のための取組について、重度の知的障害者に対するモデル的支援の確立に努めるとともに、施設利用者の地域生活への移行については、施設利用者の状況、地域における受入体制の整備の見込み等を踏まえ、実現可能性も勘案した上で到達目標を設定することを指摘。	【H22 基本方針及び FU 状況】 ・施設利用者の減少に伴う人員削減等による効率化を図る。 →[実施中] 施設利用者の減少や定年退職の状況等に応じ、職員及び管理部門の非常勤職員を削減 【H24 見直しの基本方針】 ・成果目標達成法人とする。
文部科学省	日本私立学校振興・共済事業団(助成事業)	○私立大学等に対する補助事業 ○学校法人等に対する貸付事業 ○学校法人等に対する経営支援・情報提供事業	102 (1)	5,118	—	—	○ 補助事業について、少子化等の影響により、今後私学の定員割れや収入の減少等が予想されることから、私立学校の経営改善を促すため、財政状況や定員の充足状況等による減額等の基準を厳しくするとともに、一方で私学の質的向上に向けた特別補助の充実を図るなど、これまで以上に大学改革を促すメリハリある配分を行うべきではないか。	

(注1) 常勤職員数(任期付きの常勤職員を含む)と非常勤職員数は平成24年4月1日現在である。ただし、空港周辺整備機構は、平成24年7月1日現在である。

(注2) H24 予算は、各法人の当初予算ベースの平成24年度全体の収入・支出に係る計画における支出予算の総額等(他勘定への繰入れを含む)。

(注3) 国の財政支出は「平成24年度予算及び財政投融资計画の説明」(財務省主計局・理財局)による。